

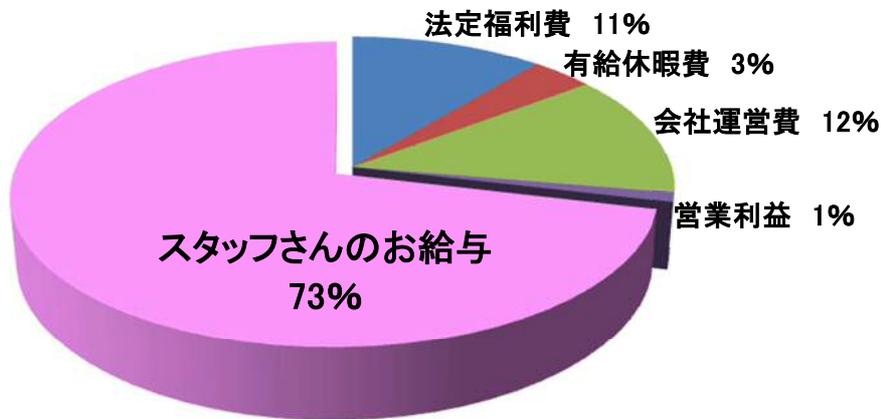
労働者派遣事業におけるマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = (\text{③} - \text{④}) \div \text{③} (\text{小数点第 2 以下を四捨五入})$$

① 派遣労働者の数	108 人
② 派遣先の実数	46 社
③ 労働者派遣の料金:1 日(8 時間当たり)の額の平均	18,710 円
④ 派遣労働者の賃金:1 日(8 時間当たり)の額の平均	13,183 円
⑤ マージン率:(③-④)÷③(小数点第 2 以下を四捨五入)	29.5%
⑥ 派遣労働者教育訓練に関する事項	ビジネスマナー研修、PC 研修((Word/Excel/PowerPoint/Access)情報セキュリティ及び個人情報保護教育・安全衛生教育など



内訳

法定福利費	プラネットフロウが負担する「労災保険」「雇用保険」「厚生年金保険」「健康保険」などの社会保険料です。
有給休暇費	スタッフのみなさんが有給休暇を取得した際、派遣先となる企業には、休暇期間の料金請求はできません。 有給休暇取得分の料金は、雇用元であるプラネットフロウがお支払いしています。
会社運営費	人件費、募集費、オフィス賃借料等をはじめとする会社を運営していくための諸経費です。
営業利益	「スタッフさんのお給与」「法定福利費」「有給休暇費」「会社運営費」を差し引いた残りが会社の営業利益となります。